

令和元年度第7回多良木町議会(3月会議)

| | | | | | | |
|---|-------------|-----------|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年3月30日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 令 和 2 年 3 月 3 0 日 | | 午 前 1 0 時 0 0 分 | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 令 和 2 年 3 月 3 0 日 | | 午 前 1 0 時 3 3 分 | |
| 応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| | 1 | ○ | 高 橋 裕 子 | 7 | ○ | 源 嶋 た ま み |
| | 2 | ○ | 中 村 正 徳 | 8 | ○ | 豊 永 好 人 |
| | 3 | ○ | 林 田 俊 策 | 9 | ○ | 久 保 田 武 治 |
| | 4 | ○ | 坂 口 幸 法 | 10 | ○ | 宇 佐 信 行 |
| | 5 | ○ | 村 山 昇 | 11 | ○ | 猪 原 清 |
| | 6 | ○ | 魚 住 憲 一 | 12 | ○ | 落 合 健 治 |
| 会議録署名議員 | 4番 | | 坂 口 幸 法 | 11番 | | 猪 原 清 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 仲 川 広 人 | 議 事 参 事 | 山 本 美 和 | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| | 町 長 | 吉 瀬 浩 一 郎 | 教 育 振 興 課 長 | 今 井 一 久 | | |
| | 副 町 長 | 島 田 保 信 | 教 育 振 興 課 | | | |
| | 教 育 長 | 佐 藤 邦 壽 | 健 康 ・ 保 険 課 長 | 東 健 一 郎 | | |
| | 会 計 管 理 者 | 小 林 昭 洋 | 健 康 ・ 保 険 課 | | | |
| | 総 務 課 長 | 前 田 和 博 | 町 民 福 祉 課 長 | 黒 木 庄 一 朗 | | |
| | 総 務 課 主 幹 | 新 堀 英 治 | 町 民 福 祉 課 | 恒 松 つ ぐ み | | |
| | 企 画 観 光 課 長 | 岡 本 雅 博 | 子 ども 対 策 課 長 | 小 田 章 一 | | |
| | 企 画 観 光 課 | 栃 原 誠 | 子 ども 対 策 課 | 吉 地 美 紀 | | |
| | 税 務 課 長 | 平 川 博 | 環 境 整 備 課 長 | 久 保 日 出 信 | | |
| | 税 務 課 | 林 田 浩 之 | 環 境 整 備 課 | 佐 々 木 英 人 | | |
| | 農 委 事 務 局 長 | 大 石 浩 文 | 農 林 課 長 | 水 田 寛 明 | | |
| | 会 計 室 | | 農 林 課 | 那 須 隆 二 | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|---|
| 議案第72号 | 多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第73号 | 多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第74号 | 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第75号 | 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和元年度第 7 回多良木町議会(3 月会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、佐藤教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

教育長、佐藤邦壽さん。

○教育長(佐藤邦壽君) 失礼いたします。教育長 2 期目の就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

先日の議会におきまして、教育長の再任をいただきまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。また 1 期 3 年間教育行政に対しまして、ご理解とご支援をいただきましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

2 期目の教育方針等につきましては、先日の中村議員のご質問にお答えする形でご紹介させていただいたところでございますが、改めて簡単に申し上げます。

一点目、生きる力の大本となる学力のさらなる向上、二点目、国際化の進展に対応できる能力の育成、三点目、平和な世界を希求する人間の育成、四点目、IT 社会の進展に対応した教育環境の整備、五点目、時代の変化に対応した生涯学習の充実、六点目、児童生徒の政治に関する興味関心の涵養と政治的教養の育成、最後七点目、子どもの虐待を防止するための保護者啓発。以上、7 点につきまして来年度の方針とさせていただきます。

いずれも大変重要な方針であります。具体的な方策を講じて、これらの実現に向けて全力を尽くす所存でございます。教育のことを英語では education と申しますが、これ education はラテン語の educatus という言葉から来ています。eduucatus の e は外へ、duucatus これは取り出す、あるいは持ち出すという意味であります。したがって、education というのは、能力などを引き出すという意味であります。

教育には学校教育、社会教育両方ございますが、いずれも児童生徒及び町民の方々が生来、持っておられるさまざまな能力を引き出すこと。そのための適切な環境を整備をすることが教育行政の最大の責任と使命であります。このことを常に念頭において、多良木町教育の発展のために頑張っていきたいと決意しているところでございます。

最後に皆様方のご支援とご協力を心からお願いいたしまして、就任のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 佐藤教育長再任のごあいさつをいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんの両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。町長、吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) それでは、私の方から令和元年度第 7 回多良木町議会の付議事件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回ご審議いただきますのは、条例に関します案件が多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて外1件、計2件でございます。

また、補正予算に関します案件が令和元年度一般会計補正予算及び後期高齢者医療特別会計補正予算の2件、全部で4件のご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
慎重審議をいただき、全議案ご可決いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第2 「議案第72号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第2、議案第72号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第72号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明申し上げます。

次のページの新旧対照表で説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例の別表第2を一部改正するものでございます。改正前の別表第2におきまして、第3条関係となっておりますが、条例の第3条第2項におきまして、職員の職務はその複雑困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとして、その分類は級別職務分類表、別表2でございまして、これに規定するというふうに定めてあります。

現在、別表第2の等級におきましては、1から6までの職務給が定めてありますが、その中の4の部分におきまして、職務分類の内容が現在、困難な業務を行う参事の職務、係長、主幹の職務というふうになっております。今回事務分掌の一部見直しを行います中で、現在の総務課におきまして、管財防災係を新年度から防災危機管理室と管財係に分けることとしております。この場合におきまして、防災危機管理室におきまして、室長という職務が新たに出てくることとなりますので、これを別表の中に明記をするものでございます。

改正後の職務分類の中で係長、主幹の次に、次に室長、（会計室の室長を除く。）の職務というふうに改正をするものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第73号」 多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第73号、多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第73号、多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明申し上げます。

次のページの新旧対照表で説明を申し上げます。

新年度から制度化をされます会計年度任用職員につきましては、期末手当を支給することが可能となっておりますが、その例外といたしまして改正前の第23条におきまして、2行目のところがございますが、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして、規則で定めるものを除く。というふうな例外規定になっております。

今回条例を改正いたしますのは、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものの他にも、これは会計年度任用職員に関する規則の中での定めになりますが、地域おこし協力隊と集落支援員に対しましても、期末手当は支払わずに報酬額を月額20万円の定額として定めているところでございます。

したがって、給与条例につきましても、規則との整合性を図るために改正後におきましては、期末手当の支給対象者につきまして、規則で定めるものを除くという趣旨で改正を行うものでございます。

附則といたしましてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、多良木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第74号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第74号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第74号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明申し上げます。

第1条におきまして歳入歳出予算の補正ということで、既定の歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ 1 億 2,575 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 5,525 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 条におきまして繰越明許費の設定をいたしております。

また、第 3 条におきましては、地方債の補正を行っております。

今回の補正につきましては、主に年度末におきまして事業の繰り越しが必要になった事業につきましても繰越明許費の設定、また、年度末を迎えまして、決算または決算見込みあるいは精算に伴う事業費の減額等の補正、さらに、それに伴います各種財源の調整等が主な補正の内容となっております。

6 ページをお願いいたします。繰越明許費の設定でございますが、今回、12 の事業につきまして繰越明許費の設定を行っております。1 番右側に金額とありますが、この合計で 1 億 4,129 万 3,000 円の繰越明許費の額となっております。

事業名欄の 1 番上でございますが、棚田地域振興緊急対策事業におきましては、主に調査委託料の繰り越しを行っております。それから、堆肥センター管理事業におきましては、備品購入費といたしまして、ホイールローダーの購入の繰り越しを行っております。アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業につきましては、補助金の繰り越しでございます。次の木材需要拡大推進事業におきましても、補助金の繰越でございます。林道槻木南線舗装事業につきましては、工事請負費の繰り越しを行っております。また、集落道路整備事業におきましては、測量設計委託料及び工事請負費の繰り越しでございます。次の社会資本整備総合交付金道路事業におきましては、町道大久保線及び町道中島線に係る繰り越しでございます。町道口の坪覚井線整備事業につきましては、主に工事請負費の繰り越しとなっております。住宅建設事業につきましては、口の坪住宅の既存住宅の解体工事に係る繰り越しでございます。農業用災害復旧事業につきましては、黒肥地下広木原の水路に係る分の工事請負費でございます。林業用施設災害復旧事業につきましては、槻木北線及び南線の工事請負に係る繰り越しでございます。最後に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、赤松川の工事請負費に係る繰り越しでございます。

次の 7 ページにおきましては、今回の事業費の補正に伴いまして、その財源となります各種地方債の補正をいたしております。補正前におきまして過疎対策事業債から災害復旧事業債までの合計で 7 億 5,240 万円でございますが、補正後におきましては合計で 7 億 920 万円ということで 4,320 万円を減額するものでございます。

10 ページをお願いいたします。まず歳入の補正でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出ともに年度末におけます事業費の決算、または決算見込みに合わせた減額補正が主なものとなっておりますので、そのようなものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。主に、補正額の大きいもの等を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

上の方の款の 6、地方消費税交付金、項の 1、地方消費税交付金、目の 1、地方消費税交付金でございますが、1,582 万円の減額でございます。交付決定により、減額をするものでございます。款の 8、地方特例交付金、項の 2、子ども・子育て支援臨時交付金、目の 1、子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、921 万 8,000 円の減額でございます。幼児教育、保育の無償化に伴い、保護者負担分だった利用料に対する交付金でございますが、一部につきまして、別の交付金、教育、保育給付金として交付されることに伴う減額でございます。中段あたりの款の 9、地方交付税につきましては、414 万 9,000 円の増額でございます。今回の補正の調整財源として普通交付税分を補正いたしております。

12 ページをお願いいたします。2 段目あたりの款の 13、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、総務費国庫補助金でございますが、1,935 万 3,000 円の減額でございます。主なものにつきましては、説明欄におきまして、プレミアム付商品券事務費補助金及びプレミアム

付商品券事業費補助金の減額でございます。その下、その下の目の2、民生費国庫補助金でございますが、2,123万1,000円の増額でございます。主なものともとのいたしましては、説明欄の真ん中でございますが、教育・保育給付交付金で1,827万5,000円の増額でございます。これにつきましては公定価格改正に伴う補正と10月からの保育料無償化に伴い、利用者負担額が、利用者負担額を国が全額補助することになり、その2分の1を教育保育給付交付金として支払うことになるための補正でございます。

13ページでございますが、款の14、県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金でございますが、821万6,000円の補正でございます。節の3、児童福祉費県負担金の中の説明欄におきまして、上の方、上の方ですが、教育・保育給付費県負担金でございますが795万1,000円の補正でございます。これも先ほどの国庫補助金と同様の理由による補正でございます。負担割合は4分の1でございます。

15ページをお願いいたします。下段の方におきまして款の15財産収入、項の2、財産売払収入、目の1、不動産売払収入でございますが、補正額が1,747万1,000円でございます。すいません。説明欄で、町有林立木売払収入となっております。これにつきましては、令和元年度の事業が完了したために、実績額に合わせた補正を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。款の17、繰入金、項の1、基金繰入金、目の1、基金繰入金でございますが、減債基金の取り崩しを補正前で1億円予定しておりましたが、今回の補正予算の財源調整において、そのうちの3,000万円を取り崩さないこととするものでございます。款の19、諸収入、項の4、雑入、目の5、雑入でございますが、説明欄の下から3番目あたりで、プレミアム付商品券売払収入が4,153万6,000円の減額でございます。これは販売実績に伴うところの減額となっております。予算額におきましては5,458万円を計上しておりましたが、実績額におきまして、1,304万4,000円ということで、それに合わせて減額補正をするものでございます。

17ページの町債におきましては、各種事業の主に減額補正に対しまして、その財源につきましても、減額等の調整をし補正をするものでございます。

18ページをお願いいたします。歳出の補正でございますが、こちらもほとんどが決算または決算見込み、事業費の精算等に伴う減額補正等がほとんどとなっております。額の大きいもの等について説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。款の2、総務費、項の1、総務費総務管理費、目の18、プレミアム付商品券事業費ということで、5,799万5,000円の減額でございます。節の19、負担金補助及び交付金におきまして、プレミアム付商品券交付金が5,192万円の減額でございます。予算額を6,822万5,000円としておりましたが、これに対する支出見込み額が1,630万5,000円ということで、減額を見込むものでございます。

25ページをお願いいたします。中段あたりでございますが、款の6、農林水産業費、項の2、林業費、目の3、造林費でございますが、713万8,000円の減額でございます。節の13、委託料におきまして、伐木造材搬出事業委託料として613万5,000円の減額でございます。これは事業が完了しまして委託料が確定したための減額でございます。

27ページをお願いいたします。中ほどでございますが、款の9、消防費、項の1、消防費、目の3、消防施設費におきまして、685万6,000円の減額でございます。これは主に工事請負費の入札残に合わせた減額補正でございます。

30ページをお願いいたします。中段あたりでございますが、款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目の2、林業用施設災害復旧費でございますが、520万4,000円の減額でございます。林業用施設災害復旧工事ということで、槻木北線及び南線の工事請負費につきまして、減額を見込むものでございます。

次のページの31ページから33ページまでにつきましては給与費明細書を添付いたしております。

ます。

また、34 ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第 6 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 75 号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 5、議案第 75 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

説明を求めます。東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは、議案第 75 号についてご説明いたします。

令和元年度、多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 4,763 万円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書の方で説明させていただきます。5 ページの方をお願いいたします。

まず歳入でございます。款の 1、後期高齢者医療保険料、項の 1、同じでございますが、目の 2、普通徴収保険料ということで、1,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、予算総額を合わせるための増額補正ということでございます。続きまして、款の 3 繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 2、保険基盤安定繰入金ということで 64 万 8,000 円の減額補正ということでございます。これにつきましては、今回の一般会計の補正の方でもありましたが、後期高齢者医療保険基盤安定費負担金の額が決定されたことに伴いまして、一般会計からの繰入金を補正するというところでございます。

続きまして 6 ページの方をお願いいたします。歳出でございます。款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金ということで項の 1、同じでございますが、目の 1 も同じでございます。補正額が 64 万 7,000 円の減額ということでございます。これにつきましては、歳入の補正に伴いまして、熊本県後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定負担金を補正するというところでございます。

ちなみに広域連合に納付する基盤安定負担金負担金の総額は 4,861 万 1,668 円ということに

なっております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和元年度第 7 回多良木町議会 3 月会議を閉じます。

（午前 10 時 31 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員